

## 社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

## 慶 弔 規 程

(目 的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）に対する慶弔について必要な事項を定めることを目的とする。

(慶弔の種類)

**第2条** 本会が行う慶弔の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 結婚祝
- (2) 災害見舞
- (3) 弔慰

**第3条** 前条に規定する弔慰の基準は、次のとおりとする。

(1) 結婚祝

① 本人が結婚した場合

- ア 役員 1万円
- イ 正規職員 1万円
- ウ 嘱託職員 1万円

(2) 災害見舞い

① 水火災その他の災害により、住宅及び家財等の半分以上が焼失、滅失又はき損したと認められるとき

- ア 役員 1万円
- イ 正規職員 1万円
- ウ 嘱託職員 1万円

(3) 弔慰

① 役員

- 本人 3万円
- 配偶者 2万円
- 一親等以内の同居親族 1万円

② 正規職員

- 本人 3万円
- 配偶者 2万円
- 一親等以内の親族（血族）、養父母及び養子 1万円

二親等以内の血族であって同居の者 1万円

一親等以内の姻族であって同居の者 1万円

③ 嘱託職員

本人 2万円

(補 則)

**第4条** この規程により難いものについては、会長の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日より施行する。